

令和元年 10月1日から

3歳から5歳までの、幼稚園・保育所・認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

① 認可保育所・認定こども園（保育所部分）などを利用する子どもたち

【対象者・利用料】 ※ **無償化に際して、申請等の手続きは必要ありません。**

- 3歳から5歳児クラスまでの子どもたちの利用料が**無償化**されます。
 - 0歳から2歳児クラスまでの子どもたちは、**住民税非課税世帯を**対象として利用料が**無償化**されます。
- ※0歳から2歳児クラスの子どもの利用料は、従来の制度（第2子は半額、第3子以降は0円）が継続されます。

② 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）などを利用する子どもたち

【対象者・利用料】 ※ **無償化に際して、申請等の手続きは必要ありません。**

- 幼稚園などを利用する満3歳になった日から小学校就学前までの子どもたちの利用料が**無償化**されます。

③ 新制度未移行幼稚園を利用する子どもたち

現在、就園奨励費補助金の
対象となっている子どもたち

【対象者・利用料】 ※ **無償化に際して、園を通じて認定申請書等の提出が必要です。**

- 満3歳になった日から小学校就学前までの子どもたちの利用料（保育料・入園料）が
月額 25,700 円を上限に**無償化**されます。

①②③の行事費・通園バス使用料などは、無償化の対象外で、保護者負担となります。
【給食費の保護者負担については④をご覧ください。】

④ 給食費【主食費（ごはん等）・副食費（おかず、おやつ等）】の保護者負担について

● 泉佐野市内にお住まいで、市内の幼稚園・認可保育所・認定こども園に在園する
子どもたちについては、保護者からの給食費は徴収されません。【泉佐野市単独補助事業】

- 泉佐野市内にお住まいで**他の市町村の幼稚園、認可保育所、認定こども園**に在園する子ども
たちについては、**保護者の負担**となります。（※詳しくは、在園する園に直接おたずねください。）
- **他の市町村から**泉佐野市内の幼稚園、認可保育所、認定こども園に通園する子どもたち
についても、**保護者の負担**となります。（※給食費は、施設ごとに異なるため、園に直接おたずねください。）
- 年収 360 万円未満相当世帯の子どもたちと第3子以降の子どもたちは、**副食費が免除**されます。
- 0歳から2歳児のクラスの子どもの給食費は保育料のなかに含まれていますので、新たな
保護者負担はありません。

⑤ 幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】 ※ 無償化に際して、園を通じて認定申請書等の提出が必要です。

- 無償化の対象となるには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- ※ 「保育の必要性の認定」は、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）に該当する場合に申請することで受けることができます。
- 教育標準時間の利用に加え、利用日数に応じて（450円×利用日数）月額11,300円まで預かり保育の利用料が無償化されます。

※ 満3歳から3歳の誕生日を迎え最初の3月31日までの間の子どもたちのうち、住民税非課税世帯の子どもが利用する場合、月額16,300円までの範囲で無償化されます。

⑥ 認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】 ※ 無償化に際して、直接、市へ認定申請書等の提出が必要です。

- 無償化の対象となるには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- ※ 「保育の必要性の認定」は、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）に該当する場合に申請することで受けることができます。
- 認可保育所、預かり保育を実施している幼稚園・認定こども園などを利用していない子どもたちの利用料が、次の月額上限額まで無償化されます。

■ 3歳児クラス～小学校就学前の子どもたち……………月額上限額 37,000円

■ 住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラス……………月額上限額 42,000円

【無償化の対象となる施設・事業等】（※月額上限額内で複数サービスの併用可）

- 認可外保育施設 ● ベビーシッター ● 認可外の事業所内保育
- 一時預かり事業・病児保育事業 ● ファミリー・サポート・センター事業
- 給食費・行事費・通園バス使用料などは無償化の対象外で保護者負担となります。

⑦ 児童発達支援等のサービスを利用する子どもたち

【対象者・利用料】 ※ 無償化に際して、申請等の手続きは必要ありません。

- 満3歳になって初めての初めての4月1日から小学校就学前までの子どもたちの利用料が無償化されます。
- 児童発達支援等のサービス利用料以外の費用（医療費等）は無償化の対象外で保護者負担となります。

※幼稚園・保育所・認定こども園など、併用する場合は、両方とも無償化となります。

問い合わせ先：泉佐野市 こども部 子育て支援課 保育係
TEL：072-463-1212（内線2382～2383）